

令和7年度第1回島本町社会教育委員会議

令和7年6月18日（水）午後3時から
島本町役場4階 議会第3・4会議室

1 新委員紹介

2 教育長挨拶

3 傍聴者の確認

4 議案

(1) 教育・保育重点目標及び関係機関に対する指示事項について

(2) 令和7年度島本町社会教育関係団体活動支援補助金の交付について

(3) その他

令和 7 年 度

教育・保育重点目標及び関係機関
に対する指示事項

島本町教育委員会

3 社会教育と生涯学習の推進

(1) 青少年健全育成の推進

① 本年度の目標

ア 青少年教育の推進
青少年が心身ともに健やかに成長できるよう、人権教育の視点も入れながら、学習機会の提供や体験活動を推進するとともに、青少年活動の活性化を図るため、関係団体の支援に努める。
イ 青少年の非行防止の取組
地域や関係機関と連携しながら、青少年の非行防止に努める。

② 本年度の指示事項

ア 青少年教育の推進
事業実施の際には、これまでの取組で得た意見などを検証し、事業内容の工夫・改善に努めること。また、子どもが参加しやすい魅力のある事業や、成長とともに行動範囲や人間関係が広がっていく中高生にも参加しやすい事業を実施すること。
イ 青少年の非行防止の取組
関係機関と連携しながら啓発や防犯活動を実施すること。

《関連する取組（本年度の施策や事業）》

- 青少年教育事業の開催
 - ・親子体験学習
 - ・手話教室
 - ・アート教室
- 青少年指導員協議会主管事業の開催
 - ・青少年健全育成大会
 - ・夜間パトロール
 - ・青少年指導員協議会研修会
 - ・川柳の募集（小中高生対象）
- 「二十歳のつどい」の開催

(2) 文化財保護の推進

① 本年度の目標

ア 文化財の保護
町指定文化財の指定等を進め、これらを活用した各種事業を展開し、文化財の保護及び啓発に努めるとともに、地域の活性化を図る。
イ 埋蔵文化財の確認・保存
埋蔵文化財包蔵地内・包蔵地外での開発に伴う調査を実施し、遺跡の記録保存と保護に努める。
ウ 埋蔵文化財の活用
埋蔵文化財の調査で見つかった資料を活用し、文化財保護の普及啓発を推進する。
エ 歴史文化資料館の充実
歴史文化資料館を拠点に、郷土を中心とした歴史・考古・民俗等に関する資料の調査を実施し、保存に努めるとともに、展示資料の充実を図る。
オ 歴史文化資料館の貸出
歴史文化資料館について、管理運営に支障のない範囲で、住民交流の場として施設の使用を許可し、文化財の保存と活用の両立を図る。
カ 史跡の管理
史跡桜井駅跡史跡公園内に存在する石碑等を、適切に維持管理し、文化財の保存及び普及啓発に努める。

② 本年度の指示事項

ア 文化財の保護
新たな町指定文化財の指定等に向けて、調査・研究に取り組むこと。
イ 埋蔵文化財の確認・保存
埋蔵文化財包蔵地内・包蔵地外での調査を適切に実施すること。
ウ 埋蔵文化財の活用
埋蔵文化財の調査で見つかった遺構の復元や遺物の展示などを行い、住民及び来訪者に対して埋蔵文化財に触れる機会を提供し、周知・啓発に取り組むこと。

エ	歴史文化資料館の充実
	文化財資料調査を基に、郷土に関連した展示を行うこと。また、本町で昔から使用されている生活の道具を展示し、本町の暮らしの移り変わりを学ぶ場を提供すること。
オ	歴史文化資料館の貸出
	歴史文化資料館について、引き続き住民交流の場及び情報発信基地としての活用に取り組むこと。ただし、施設使用許可に当たっては、必要に応じて条件を付すなど、所蔵資料及び建物の保存と活用を両立するよう、万全を期すること。
カ	史跡の管理
	史跡桜井駅跡史跡公園内の文化財について、安全に公園を利用できるよう維持管理するとともに、適切に文化財の保存を行うこと。

《関連する取組（本年度の施策や事業）》

- 町指定文化財等候補の調査
 - ・町内の古文書調査
 - ・水無瀬家の資料調査
- 埋蔵文化財の調査
- 埋蔵文化財の活用
 - ・町内発掘調査成果展の開催
- 歴史文化資料館の展示
 - ・企画展の開催（水無瀬家資料調査中間報告展など）
 - ・常設展の充実
- 歴史文化資料館の活用
 - ・講演会
 - ・埋蔵文化財・古文書・民具等の文化財の関連イベント
 - ・施設利用の促進
- 史跡桜井駅跡史跡公園内の文化財の維持管理
- 町ホームページ内での文化財関係の情報発信

(3) 生涯学習活動の推進

① 本年度の目標

ア 文化教室の開催
各種文化教室事業において、より多くの住民が参加できるよう、住民ニーズを把握し、生涯学習活動の充実を図る。
イ 生涯学習団体の支援
町内で活動する生涯学習関係団体に関する広報を積極的に行い、住民の学習機会の充実を図る。
ウ 団体の自立支援
学習活動を通じて、文化の推進を主体的に担える人材育成に努め、かつ、団体の育成に努める。

② 本年度の指示事項

ア 文化教室の開催
各種教室等において、回数や学習内容について住民ニーズを把握するためのアンケートを実施し、新規の教室事業を検討・開催することで、参加者の拡大に取り組むこと。
イ 生涯学習団体の支援
生涯学習関係団体の活動内容などを掲載した紹介冊子の作成やホームページへの情報掲載等、各団体活動の広報に取り組むこと。
ウ 団体の自立支援
生涯学習関係団体の設立支援として、引き続き各種教室等の修了者に対する団体制度の説明を行い、また、町内在住講師の起用など、町内の人材育成に積極的に取り組むこと。

《関連する取組（本年度の施策や事業）》

○各種教室等の開催

- ・ボランティアとよむ はじめての古文書体験教室
- ・少年少女和太鼓教室
- ・和太鼓教室(青年の部)
- ・和太鼓教室(一般の部)
- ・浴衣着付け体験教室
- ・バルーンアートであそぼう！
- ・おもしろ美術講座 ～美術館のミカタ～
- ・生涯学習関係団体が講師となる教室（令和7年度新規）

○文化祭事業実行委員会主催事業の後援

○生涯学習関係団体の支援

(4) 図書館サービスの推進

① 本年度の目標

ア 図書館の広報
様々な方に来館いただけるようホームページ等を活用し、図書の紹介や各種イベント情報などを積極的に利用者へ配信する。
イ 図書館の魅力向上
利用者が本を手に取り、興味を持って読んでいただけるよう書架の充実に努める。
ウ 図書館の広域利用
北摂地区における公立図書館の広域利用事業を推進する。
エ 不用図書の活用
寄贈図書などの有効活用について引き続き検討する。

② 本年度の指示事項

ア 図書館の広報
町立図書館に関する情報について、様々な媒体を活用し、配信の充実に努めること。
イ 図書館の魅力・利便性の向上
毎月、季節や時事、年齢等に応じた特集コーナーを設け、本との新たな出会いの機会の充実を図ること。子どもに読書の楽しさを伝える、読み聞かせ「おはなし会」が長く継続できるよう、担い手の育成を図ること。また、様々な方が読書を楽しめるよう、バリアフリーの取組を進めること。
ウ 図書館の広域利用
図書館の広域利用について、他市町相互の連携の下、円滑な運営に努めること。
エ 不用図書の活用
寄贈図書の売却を継続して実施するとともに、リサイクルブックコーナーを設置し、利用者への還元を図ること。

≪関連する取組（本年度の施策や事業）≫

○図書館に関する情報発信

- ・広報しまもとへの特集記事の掲載
- ・HPやLINEでの事業の周知
- ・HP掲載内容の充実

○定例的な事業の開催

- ・おはなしかい（毎週土曜日）
- ・わくわくかみしばい（毎月第1水曜日）
- ・「赤ちゃんタイム」の実施（毎週土曜日・日曜日及び祝日）

○年間予定の事業の開催

- ・こどもの読書週間（おはなしかい）
- ・夏休み・冬休み関連事業（クイズラリー等参加型事業）
- ・図書館まつり（おはなしかい・クイズラリー・コンサート）
- ・クリスマス関連事業（おはなしかい）
- ・なのはなのおはなし会（ストーリーテリング）

○学校・団体と連携した取組の実施

- ・「学校図書館専任職員連絡会」参加
- ・子ども読書に係る関係機関等研修会
- ・新任教員「社会体験研修」受入れ
- ・小中学校の児童・生徒「図書館見学」受入れ

○おはなし会の担い手の育成

- ・読み聞かせボランティア養成講座の開催

○読書バリアフリーの推進

- ・点字付き絵本やLLブックなどのバリアフリーに配慮した資料を集めた「りんごの棚」を設置
- ・全国視覚障害者情報提供施設協会が運営している「サピエ」に加盟し、視覚障害者等が、サピエ保有の点字図書やデジタイズデータ（CDなどの録音図書など）の借用・ダウンロードが可能になる環境を整備

○広域利用の推進

○リサイクルブックコーナーの常設

- ・月ごとに除籍処分した書籍等のリサイクルブックコーナーを常設

(5) スポーツ活動の推進

① 本年度の目標

ア ニュースポーツの普及
ニュースポーツについて、広く住民へ周知を図り、普及に努める。
イ 新体育館等の整備検討
町立体育館及び小中学校プールについて、水無瀬川緑地公園敷地内への移転整備を進める。
ウ スポーツ施設の維持管理
利用者が安全に利用できるよう、スポーツ施設や備品等について、適切な維持管理に努める。
エ スポーツ教室の開催
定期的にスポーツ教室を開催し、生涯スポーツの普及啓発を図る。
オ スポーツ関係団体の支援
誰もが生涯にわたって、健康や体力を保持し、生きがいを持てる環境づくりに努める。

② 本年度の指示事項

ア ニュースポーツの普及
ニュースポーツを周知するため、定期的に体験教室を開催する際には、効果的な周知の方法を検討・工夫するとともに、PTA行事への協力等により、ニュースポーツの普及に取り組むこと。
イ 新体育館等の整備検討
町立体育館等の整備にあたっては、島本町新体育館等整備基本計画に基づいて進めること。
ウ スポーツ施設の維持管理
町内スポーツ施設を適切に維持管理するとともに、物品の状況把握や計画的な修繕及び更新に努めること。
エ スポーツ教室の開催
参加者ニーズを検証しながら教室の内容を検討すること。
オ スポーツ関係団体の支援
子どもから高齢者まで誰もが生きがいを持てる環境づくりのため、スポーツ関係団体等の活動の支援に努めること。

《関連する取組（本年度の施策や事業）》

○スポーツ推進委員協議会主管事業の開催

- ・ニュースポーツ体験教室

○新体育館等の整備検討

- ・新体育館等整備基本計画に基づき、民間事業者の募集選定を進める。

○スポーツ施設の貸出し

- ・町立体育館
- ・東大寺公園テニスコート
- ・学校教育施設の体育館・グラウンド・テニスコート
- ・水無瀬川緑地公園スポーツ広場

○スポーツ教室の開催

- ・ヨガ教室
- ・スリータッチボール教室（令和7年度新規）
- ・ダブルタッチ教室
- ・バドミントン教室
- ・ジュニアテニス教室
- ・体幹&ストレッチ教室
- ・運動あそび教室

○町民スポーツ実行委員会主催事業の後援

○スポーツ関係団体の支援

- ・社会教育関係団体
- ・総合型地域スポーツクラブ

令和6年度島本町社会教育関係団体活動支援事業補助金執行状況一覧

	団体名	事業名	代表	交付額	実績額	精算額
1	島本町文化協会	文化のつどい	釜谷 昌宏	70,000円	66,151円	3,849円
2	島本町PTA連絡協議会	教育講演会	板井 義治	70,000円	70,000円	0円
3	島本音楽協会	島本音楽協会第198回コンサートから第201回コンサートまでの4回の年間コンサート事業	松永 昌子	70,000円	70,000円	0円
4	特定非営利活動法人 島本町体育協会					
5	島本町少年野球協議会	少年野球体験会	増山 賢次	70,000円	70,000円	0円
6	日本ボーイスカウト島本第1団	ワクワク自然体験あそび	八代 龍之介	70,000円	70,000円	0円
7	ガールスカウト大阪府第90団	おさそいキャンペーン(ガールスカウト体験集会)	宮本 克美	70,000円	70,000円	0円
8	島本レクリエーション協会					

令和7年度島本町社会教育関係団体活動支援事業補助金の申請状況一覧

	団体名	事業名	事業目的	申請額
1	島本町文化協会	文化のつどい	成果発表を通じて、相互に技量、技能の向上を目指すとともに町民の皆さんとの交流機会を持つことにより、文化協会活動の浸透を図り、同時に会員数増員の一助とする。	70,000円
2	島本町PTA連絡協議会	教育講演会	より豊かな「島本の教育」を実現することを目的に講演会を開催し、保護者や先生方、地域の方々に講演を聴いていただくことにより、保護者や子どもたちのこれからの人生をより豊かなものとするため	70,000円
3	島本音楽協会	島本音楽協会 第202回コンサートから第205回コンサートまでの4回の年間コンサート事業	島本音楽協会の目的である、島本町の音楽文化の向上をめざし、音楽あふれる町づくりに資する。	70,000円
4	島本町少年野球協議会	少年野球体験会	少年野球の体験会をととして、心身の健全育成を図ることを目的とする。	70,000円
5	日本ボーイスカウト 島本第1団	ボーイスカウトとあそぼう！ワクワク自然体験あそび	地域のボーイスカウトとして、子供たちに自然体験活動の機会を提供し、自然とふれあい、楽しくあそぶことで子供たちの健やかな成長を支援する。	70,000円
6	ガールスカウト大阪府第90団	おさそいキャンペーン(ガールスカウト体験集会)	地域に根差した生涯学習活動であるガールスカウトの活動をガールスカウト対象の女兒とその保護者に体験を通じて知ってもらう	70,000円

計 420,000円

様式第1号(第3条関係)

令和 7 年度補助金交付申請書

令和 7 年 5 月 14 日

住所又は所在地

大阪府三島郡島本町

交付申請者

島本町文化協会

会長 釜谷 昌宏

島本町長 山田 紘平 様

補助金

負担金

助成金

交付申請書

	金額	千	百	拾	万	千	百	拾	円	-	
					7	0	0	0	0		

ただし 令和 7年度 島本町文化協会補助金として

下記理由書により

補助金

負担金

助成金

交付願いたく申請いたします。

理 由 書

補助年度事業計画書

氏名又は名称及び代表者氏名 島本町文化協会

会長 釜谷 昌宏

(1) 事業の目的

成果発表を通じて、相互に技量、技能の向上を目指すとともに町民の皆さんとの親睦を図り、文化協会活動の浸透を深め、同時に会員数増員の一助とする。

(2) 事業の名称 島本 文化のつどい

(3) 事業費 金 110,000円

(4) 事業の実施期日

令和7年6月15日（日曜日） 午前12時から午後4時ごろ

(5) 事業の実施場所

ふれあいセンター

（ケリヤホール、ケリヤホール前、2階和室、3階視聴覚室）

(6) 事業の概要

文化協会会員の全員参加による、年一度の成果発表の催し

設計書、図書等参考書類添付のこと。

7年度収支予算書

(単位:円)

収入の部	区 分	決算額	明 細	
	文化協会費	25,000		
	町補助金	70,000	町補助金	
	お茶席会費	15,000	お茶席の会費	
	合 計	110,000		
支出の部	区 分	決算額	明 細	(内町補助金)
	印刷全般	8,900	ラミネート・ポスター印刷等	7,200
	会場費	34,200	けりやホール・付帯設備等	33,400
	芸術文化	8,000	ゲスト謝礼	8,000
	生活文化	35,500	茶道(お茶席)	5,000
	生活文化	20,000	華道(生け花展示)	15,000
	国民娯楽	1,400	囲碁・将棋	1,400
	備品の購入	2,000	切手・テープの購入	0
	合 計	110,000		70,000
(差引)		収入 110,000 円 - 支出 110,000円=0円		

令和 7 年 5 月 14 日

島本町長 山田 様

氏名又は名称及び代表者氏名

島本町文化協会

会長 釜谷 昌宏

令和7年度補助金交付申請書

令和7年5月15日

住所又は所在地

大阪府三島郡島本町東大手4丁目150
(島本町立第二中学校)

交付申請者

氏名又は名称及び代表者氏名

島本町PTA連絡協議会
会長 家島 明彦

島本町長 様

補助金 負担金 交付申請書 助成金											
		金額	千	百	拾	万	千	百	拾	円	
					7	0	0	0	0	—	
ただし 令和7年度 島本町PTA連絡協議会 補助金として											
下記理由書により					補助金 負担金 助成金		交付願いたく申請いたします。				
理由書											

補助年度事業計画書

氏名又は名称及び代表者氏名

島本町PTA連絡協議会

会長 家島 明彦

- (1) 事業の目的
より豊かな「島本の教育」を実現することを目的に講演会を開催し、保護者や先生方、地域の方々に講演を聴いていただくことにより、保護者や子どもたちのこれからの人生をより豊かなものにする為
- (2) 事業の名称
教育講演会
- (3) 事業費
200,000 円
- (4) 事業の実施期日
令和7年9月20日(土) 10:00 ~ 11:30 予定
- (5) 事業の実施場所
島本町立第一中学校 多目的ホール 予定
- (6) 事業の概要
外部から講師を招き、講演会を開催

設計書、図書等参考書類添付のこと。

様式第3号(第3条関係)

年度収支予算書

	区分	予算額	明細	
収入の部	町補助金	¥ 70.000		
	府P補助金	¥ 110.525		
	国体負担金 (連P)	¥ 19.475		
	合計	¥ 200.000		
	区分	予算額	明細	(内補助金)
支出の部	報償費	¥ 100.000	講師謝礼	¥ 70.000
	チラシ印刷代	¥ 30.000		
	会議費	¥ 8.400	会場借上代等	
	消耗品費	¥ 61.600	事務用品代等	
	合計	¥ 200.000		
(差引)		(収入) 200.000円 - (支出) 200.000円 = 0円		

令和7年5月15日

島本町長 様

氏名又は名称及び代表者氏名

年度補助金交付申請書

令和7年5月1日

住所又は所在地

三島郡島本町

交付申請者

島本音楽協会

氏名又は名称及び代表者氏名

会長 松永昌子

島本町長 様

補助金

負担金 交付申請書

助成金

金額	千	百	拾	万	千	百	拾	円	
			7	0	0	0	0	0	-

ただし 令和7年度 島本音楽協会補助金として

下記理由書により

補助金

負担金

助成金

交付願いたく申請いたします。

理由書

島本音楽協会の目的である、島本町の音楽文化の向上と
めざし、音楽あふれる町づくりに資する

補助年度事業計画書

氏名又は名称及び代表者氏名

島本音楽協会
会長 松永昌子

- (1) 事業の目的
島本音楽協会の目的である。島本町の音楽文化の向上を図り、音楽あふれる町づくりに資する。
- (2) 事業の名称
島本音楽協会第204回コンサートから第205回コンサートまでの4回年間コンサート事業
- (3) 事業費
687,000円
- (4) 事業の実施期日
令和7年5月11日(日)、7月20日(日)、9月28日(日)、11月22日(日)
- (5) 事業の実施場所
島本町ふれあいセンター「ケックホール」
- (6) 事業の概要
別紙

設計書、図書等参考書類添付のこと。

(6) 事業の概要

本協会主催のコンサートの実施

第202回コンサート 松永昌子〜ピアノ綴る旅シリーズ〜 ウィーン・シュベルト

(令和7年 5月 11日)

第203回コンサート 第27回「島本合唱フェスティバル」

(令和7年 7月 20日)

第204回コンサート 徳田東美 津軽三味線 リサイタル

(令和7年 9月 28日)

第205回コンサート サザン・ゴリア ウォラリサイタル

(令和7年 11月 22日)

(参 考 資 料)

1 島本音楽協会 2025年度 総会 議案書

2 2025年度 会員募集の案内

様式第3号（第3条関係）

令和7年度 収支予算書

収入部	区分	予算額	明細	
	正会員差額費	20000円	500円×40人	
	当日会員費	400000円	2000円×100人 2000円×50人 2500円×40人	
	参加費	42000円	合唱フェスティバル参加費 6000円×7団体	
	補助金	70000円	町補助金	
	団体負担金	155000円		
	合計	687000円		
支出部	区分	予算額	明細	(内補助金)
	報償費	405000円	演奏会客演者への謝礼	内補助金 70000円
	印刷費	76000円	チラシ・プログラム等の印刷	
	借上げ料	160000円	ホール使用料 付帯設備費	
	通信費	24500円	郵送料等	
	接待費	15000円	客演者弁当代等	
雑費	6500円	当日会員受付手数料		
	合計	687000円		
(差引)		(収入) 687000円 - (支出) 687000円 = 0		

令和 7年 5月 1日

島本町長 様

氏名又は名称及び代表者氏名
島本音楽協会
会長 松永昌子

令和7年度補助金交付申請書

令和7年5月15日

住所又は所在地



交付申請者

島本町
島本町少年野球協議会
会長 増山 賢次

氏名又は名称及び代表者氏名

増山 賢次

島本町長 様

補助金											
負担金		交付申請書									
助成金											
金額	千	百	拾	万	千	百	拾	円			
				7	0	0	0	0	-		
ただし 令和7年度島本町少年野球協議会補助金として											
下記理由書により				補助金		交付願いたく申請いたします。					
				負担金							
				助成金							
理由書											

補助年度事業計画書

氏名又は名称及び代表者名

島本町少年野球協議会 会長 増山 賢次

（1）事業の目的

- ・少年野球の体験会をととして、心身の健全育成を図ることを目的とする。

（2）事業の名称

- ・少年野球体験会

（3）事業費

- ・かかる金額は、別紙のとおり。

（4）事業の実施期日

- ・令和7年4月～令和8年3月で大会日以外の土日の練習日に同時開催。

（5）事業の実施場所

- ・町内の各小学校・中学校グラウンド。

（6）事業の概要

各チームの活動日に体験会を同時開催し、町内の子供たちに少年野球を体験する機会を提供する。チラシ等で、周知を行う。

令和 7 年度収支予算書

収入の部	区分	予算額	明細	
	島本町補助金	70,000	島本町補助金 ¥ 70,000	
	合計	70,000		
支出の部	区分	予算額	明細	(内補助金)
	消耗品	60,000	ボール、石灰など	60,000
	備品費	10,000	ラインカー	10,000
	合計	70,000		
	(差引)	70,000-70,000=0		

令和 7 年 5 月 15 日

島本町長

様

島本町少年野球協議会

氏名又は名称及び代表者氏名

会長 増山 賢次

印

令和7年度補助金交付申請書

7 年 5 月 20 日

住所又は所在地

大阪府三島郡島本町

交付申請者

氏名又は名称及び代表者氏名

日本ボーイスカウト島本第一団

団委員長 八代龍之介

島本町長 山田 紘平 様

補助金		交付申請書									
負担金											
助成金											
金額	千	百	拾	万	千	百	拾	円			
				7	0	0	0	0	—		

ただし 令和7年度 日本ボーイスカウト島本第一団 補助金として

下記理由書により	補助金	交付願いたく申請いたします。
	負担金	
	助成金	

理由書

補助年度事業計画書

氏名又は名称及び代表者氏名

日本ボーイスカウト島本第一団

団委員長 八代 龍之介

- | | |
|-------------|---|
| (1) 事業の目的 | 地域のボースカウトとして、子供たちに自然体験活動の機会を提供し、
自然とふれあい、楽しくあそぶことで子供たちの健やかな成長を支援する |
| (2) 事業の名称 | ボースカウトとあそぼう！ ワクワク自然体験あそび
文部科学省、大阪府教育委員会 後援事業
島本町教育委員会・大山崎町教育委員会 後援申請予定 |
| (3) 事業費 | 110,000円（2回合計金額） |
| (4) 事業の実施期日 | ① 2025年10月5日（日）
② 2025年3月1日（日） |
| (5) 事業の実施場所 | ① 島本町歴史資料館 または 桜井せせらぎ公園（予定）
② 椎尾神社～天王山 |
| (6) 事業の概要 | ① 日本連盟ポケモン連携事業「ボーイスカウト めざせポケモントレーナー」
（ボースカウト1日体験入隊）
② 恒例おやこハイキング（ボースカウト1日体験入隊）
※ 前年度の同行事案内チラシ、支援事業補助金報告資料 添付 |

令和7年度収支予算書

収入の部	区分	予算額	明細	
	参加費	16,000 円	参加者傷害保険料 @200×40人×2回	
	補助金	70,000 円	町補助 70,000円	
	団体負担金	20,000 円	自団会計から支出	
	雑収入	4,000 円	ボーイスカウト日本連盟事業補助金	
	合計	110,000 円		
支出の部	区分	予算額	明細	(内補助金)
	傷害保険	16,000 円	参加者傷害保険 2回分	
	チラシ作成	16,000 円	8,000円×2回	内補助金 16,000
	会場借上げ	10,000 円	公園 歴史資料館	内補助金 10,000
	用具補充	20,000 円	ロープ バク材 等	内補助金 20,000
	設備補充	20,000 円	作業テーブル タープ等	内補助金 20,000
	資材補充	10,000 円	のこヤスリ 工具 等	内補助金 4,000
	備品補充	10,000 円	事務用品 救急用品等	
	雑費	8,000 円	参加者おやつ 他	
		合計	110,000 円	
(差引)		(収入) 110,000円 - (支出) 110,000円 = 0円		

令和7年5月20日

島本町長 山田 紘平 様

日本ボーイスカウト島本第一団
団委員長 八代 龍之介

様式第1号(第3条関係)

令和7年度補助金交付申請書 2025年 5月 20日 住所 大阪府三島郡島本町 XXXXXXXXXX 交付申請者 ガールスカウト大阪府第90団 代表者氏名 団委員長 宮本克美 島本町長 山田耕平様											
補助金 負担金 助成金			交付申請書								
金額	千	百	拾	万	千	百	拾	円	—		
7	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
ただし 令和7年度 島本町社会教育関係団体補助金として											
下記理由書により						補助金 負担金 助成金		交付願いたく申請いたします。			
理由書											

補助年度事業計画書

ガールスカウト大阪府第90団

代表者氏名 団委員長 宮本克美

(1) 事業の目的

地域に根差した生涯学習活動であるガールスカウトの活動をガールスカウト対象の女兒とその保護者に体験を通して知ってもらう

(2) 事業の名称

おさそいキャンペーン (ガールスカウト体験集会)

(3) 事業費

70,000円

(4) 事業の実施期日

5/25, 12/7, 3/1

(5) 事業の実施場所

5/25 櫻井駅跡史跡公園(雨天決行)

(6) 事業の概要

5/25 ガールスカウトの技術(救急法・ロープワーク・測定法・ソング・リクリエーションなど)を学ぶとともにガールスカウト活動を知ってもらう

12/7、3/1 親子で学ぶワークショップ

設計書、図書等参考書類添付のこと。

令和7年度 収支予算書

収入の部	区分	予算額	明細	
	補助金	70,000	町補助金70,000円	
	団活動費	1,000		
	合計	71,000		
支出の部	区分	予算額	明細	(内補助金)
	印刷製本費	21,000	ポスター・チラシ印刷代@7000円x3回	(内補助金20,000 円)
	使用料	4,000	会場使用料 @2000円×2回	(内補助金 5,000円)
	消耗品費	1,000	事務用消耗品費	
	備品購入費	45,000	タープ@15,000円×3張	(内補助金45,000円)
	合計	71,000		
(差引)		(収入)71,000円 - (支出)71,000円 = 0円		

令和7年4月30日

島本町長 山田耕平 様

ガールスカウト大阪府第90団
団委員長 宮本 克美

島本町社会教育関係団体活動支援事業補助金交付要綱

(令和 4 年 1 2 月 2 2 日)

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、島本町社会教育関係団体（以下「団体」という。）が社会教育活動を推進することを目的に行う事業に対して、島本町社会教育関係団体活動支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、島本町補助金交付規則（昭和 4 5 年島本町規則第 4 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

第 2 条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号の要件を全て満たすものとする。

- (1) 団体の特長をもって行う社会教育事業又は団体の活動の周知を図るために行う事業であること。
 - (2) 広く住民の参加が期待できる事業であること。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助対象事業としない。

- (1) 政治活動、宗教活動又は営利活動を目的とするもの
- (2) 島本町暴力団排除条例（平成 2 6 年島本町条例第 8 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団、同条第 2 号に規定する暴力団員又は同条第 3 号に規定する暴力団密接関係者に利することとなるもの
- (3) その他町長が不適当と認めるもの

(補助対象経費)

第 3 条 補助対象経費は、別表のとおりとする。

(補助額及び交付回数)

第 4 条 補助額は、補助対象経費の実支出額から補助対象事業に係る収入額を控除した額（1, 0 0 0 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）又は 7 0, 0 0 0 円のいずれか少ない額とする。

2 同一年度における 1 団体に係る補助金の交付回数は、1 回とする。

(交付の申請)

第 5 条 補助金の交付を受けようとする団体（以下「申請団体」という。）は、町長が指定する期限までに、補助金交付申請書（規則様式第 1 号）に次に掲げる書類を添えて町長に提出するものとする。

- (1) 補助年度事業計画書（規則様式第 2 号）
- (2) 当該年度収支予算書（規則様式第 3 号）
- (3) その他事業の内容が分かるもの

(交付の決定)

第 6 条 町長は、前条の規定による補助金交付申請書その他の書類の提出を受けたときは、当該書類について審査を行う。

- 2 前項の審査は、社会教育法（昭和 2 4 年法律第 2 0 7 号）第 1 3 条の規定に基づき、教育委員会が社会教育委員の会議の意見を聴いて行う。
- 3 町長は、第 1 項の審査の結果を踏まえ、補助金の交付を決定したときは、当該申請団体に補助金交付決定通知書（規則様式第 4 号）を交付するものとする。

(事業の変更)

第7条 補助金の交付決定を受けた団体は、前条第3項の補助金交付決定通知書を交付された後において、やむを得ない理由により、事業の一部を変更し、又は中止しようとするときは、直ちに、その理由を記載した書面を町長に提出し、その承認を得なければならない。

(補助金交付の請求)

第8条 補助金の交付決定を受けた団体は、補助金の交付を受けようとするときは、町長に補助金交付請求書(規則様式第5号)を提出しなければならない。

(実績報告)

第9条 補助金の交付を受けた団体は、その補助対象事業の完了後2か月以内に、補助年度収支状況報告書(規則様式第6号)に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

(1) 補助年度事業実施状況報告書(規則様式第7号)

(2) 補助年度収支決算書(規則様式第8号)

(3) その他事業の内容が分かるもの

2 前項の場合において、交付された補助金を精算する必要がある場合は、補助金精算報告書(規則様式第9号)を町長に提出し、精算しなければならない。

(情報の公開)

第10条 団体から提出された書類等は、島本町情報公開条例(昭和58年島本町条例第24号)第5条第1項各号のいずれかに該当する情報を除き、公開するものとする。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表(第3条関係)

補助対象経費	補助対象事業を実施するために必要な経費のうち、次に掲げる経費 (1) 報償費 講師謝礼等 (2) 旅費 講師の交通費等 (3) 消耗品費 事務用消耗品費等 (4) 印刷製本費 チラシ及び資料の印刷代等 (5) 光熱水費 補助対象事業の実施に直接必要な光熱水費 (6) 通信運搬費 郵便料等 (7) 委託料 専門的な知識や技術を要する業務委託料等 (8) 使用料 会場の使用料等 (9) 賃借料 機材の賃借料等 (10) 備品購入費 補助対象事業に直接使用する資機材等の購入費 (11) その他町長が必要と認める経費
補助対象外経費	(1) 団体運営のための経常的経費 (2) 団体構成員の慰労又は懇親のための活動に係る経費 (3) 団体構成員に対する人件費及び謝礼 (4) 交際費、慶弔費及び食糧費 (5) 他団体への寄付金、補助金、貸付金 (6) 補助対象事業の実施に係る直接的経費と認められない経費 (7) その他町長が補助対象経費として適当でないと認める経費

島本町社会教育関係団体活動支援事業補助金にかかるQ&A

はじめに

従来、社会教育関係団体への補助金は運営補助として交付されてきました。しかし、運営補助は、補助金の使い道が不明瞭になりやすいという危険性を孕んでいます。各団体の皆様には度々是正を図っていただきましたが、「第六次島本町行財政改革プラン」において「補助金の適正運用に関する指針」が策定され、団体の運営補助に関しては、廃止、または事業補助へ転換の方向が示されました。

これにより、社会教育関係団体への補助金についても、より根拠の明解な事業補助への転換を目的に、この度「島本町社会教育関係団体活動支援事業補助金交付要綱」（以下、「要綱」）を定めました。

また、より公平な補助制度へ改めることも、今回の制度の見直しの目的の一つとしています。従来は団体の規模等から補助額は一律ではありませんでしたが、事業に対し補助を行っていくため、全団体一律の上限額を定めました。団体によっては、従来の交付額から減額となる場合もありますが、運営の見直しの機会と捉え、一層の創意工夫をお願いいたします。

最後に、社会教育関係団体が活発に活動することで、住民の社会教育・生涯学習活動に参加する機会が充実していくものと考えております。団体活動の周知となり、かつ広く住民の参加が期待できる事業に対する補助となりますので、ご協力をお願いいたします。

交付対象事業・経費について

Q1 補助の対象と認められない事業には、どのようなものがありますか？

A1 要綱第2条第2項のとおり、政治活動、宗教活動、営利活動を目的とした事業は対象外です。

また、上記に該当しない場合でも、参加対象が団体の会員のみの場合は、要綱第2条第1項を満たさないものとし、対象となりません。

【対象外事業例】

- ・会員のみが参加する練習・大会・勉強会 等
- ・「〇〇を招待」等、参加者が予め限定的に特定されている事業（但し、「町内小中学生対象」等は可）

【対象事業例】

- ・ 会員以外の方も参加可能な発表会・講演会 等
- ・ 会員以外の方に向けて行う体験会 等

- Q 2 会員やスタッフのお弁当や飲み物は、補助対象になりますか？
- A 2 なりません。要綱第3条別表のとおり、団体構成員やスタッフへの飲食代は全て補助対象外です。ただし、講師へのお茶代等は対象と認められる場合があります。
- Q 3 会員（団体構成員）が講演会の講師などを行った場合の謝礼（報償費）は、補助対象になりますか？
- A 3 要綱第3条別表のとおり、会員（団体構成員）に対する報償費は、補助対象となりません。会員以外への報償費であれば、補助対象となります。
- Q 4 体験会を開催します。参加者の方に作ってもらった作品を持って帰っていただきますが、その材料費は補助対象になりますか？
- A 4 なりません。材料や参加賞等の個人に持って帰っていただく物は、原則対象外です。参加費を徴収する等、工夫してください。
- Q 5 要綱4条に「補助対象事業に係る収入額」とありますが、具体的にどのようなものでしょうか？
- A 5 例えば、参加料・観覧料やパンフレット販売収入等です。
ただし、材料費等支出が発生した分を参加者が負担した費用については、収入控除の対象とはみなしません。

Q 6 備品の購入を予定しています。補助対象になりますか？

A 6 なります。ただし、要綱第3条別表のとおり、補助申請した事業で直接使用する場合に限ります。

【例】発表会に使用するオーディオ機器 等

Q 7 申請事業の収入は、寄付します。予算書にはどう記載したらよいのでしょうか？また、その場合も収入控除にあたるのでしょうか？

A 7 寄付額分は、収入・支出いずれにおいても補助対象外経費のため、収入控除にはあたりません。ただし、実績報告時に、寄付を行った際の寄付証明書等を添付してください。

Q 8 申請のタイミングでは、参加者数が確定していないため収入額がわかりません。どうしたらよいのでしょうか？

A 8 申請のタイミングでは、見込額で構いません。

申請について

Q 9 これまでは、計画書や予算書は1か年分の内容で作成していました。これからは、どのように作成したらよいのでしょうか？

A 9 事業補助になるため、申請を受ける事業に関する計画や予算のみを記載してください。

また、実績報告時に対象事業の支出にかかる領収書等を提出いただきます。(※詳細は「事業の実施等について」Q15～参照)

Q 1 0 1か年の間に複数の事業を予定しています。1団体あたり1回の申請とありますが、事業が複数ある場合も、2回以上は申請できないのでしょうか？

A 1 0 要綱第4条第2項のとおり、2回以上の申請はできません。

Q 1 1 年間を通じて、同じ内容の事業を複数回行います。まとめて1つの事業として申請することができますか？

A 1 1 できます。

ただし、明らかに異なる内容の事業を1つの事業としてみなすことはできません。事業内容は、目的・内容・対象者等から総合的に判断します。

Q 1 2 1団体あたり上限7万円とありますが、7万円未満になる場合もあるのでしょうか？

A 1 2 あります。

補助額は、補助対象事業において実際に支出のあった補助対象経費からその補助対象事業に関する収入額を差し引いた額と7万円を比較して、少ない方を交付いたします（Q 5 参照）。

1か年の間で、1つの事業としてみなせない、内容の異なる事業を複数行っている場合は、それぞれの事業によって補助対象経費の総額が異なるため、どの事業を交付申請するか等、団体内でよく検討して申請してください。

Q 1 3 申請した金額が全額交付されるのでしょうか？

A 1 3 要綱第6条のとおり審査を行い、事業実施に必要な経費と認められるものについて、補助金が交付されます。そのため、申請金額から減額される場合もあります。

Q 1 4 申請時期は、全団体で決まっているのでしょうか？それとも団体ごとにそれぞれのタイミングで申請できるのでしょうか？

A 1 4 交付の時期は要綱では定めておりません。

しかし、社会教育法第13条の規定により社会教育関係団体の補助金審査は社会教育委員の会議の意見を聴いて行うこととなっているため、交付決定に当たり社会教育委員会会議を開催する必要がありますので、当面は、交付を希望する団体が一齐に申請いただく時期を設ける方向です。但し、申請・交付にあたって新たに課題が発生した場合等は、申請時期を複数回設ける等の対応を変更する場合があります。

事業の実施等について

Q 1 5 領収書の写しの代わりに、銀行振込書やレシートの写しを添付してもいいですか？

A 1 5 基本的には領収書の写しが必要です。ただし、日付・商品名・単価等が明記されたものの場合は、レシート等の写しでも構いません。
また、やむを得ず銀行振込書のみ添付される場合は、経費の支出先から発行された書類（納品書、請求書等）を添付してください。購入品目の記載がないものは、原則、領収書として認められません。

Q 1 6 事業実施後の日付の領収書は認められますか？

A 1 6 原則として、認められません。消耗品や備品を後払いで購入する場合は、納品書など事業実施前に物品を受け取ったことが証明できる書類を提出してください。

Q 1 7 団体構成員でないボランティアに支払った謝礼の領収書は必要ですか？

A 1 7 必要です。
なお、複数のボランティアの方に支払った場合は、個人に支払ったことが分かる領収書（住所・氏名の記載、個人印の押印が必要）を提出してください。また、複数人分をまとめて作成したものは、領収書として認められません。お一人につき1枚の領収書が必要です。

実績報告について

Q 1 8 交付を受けた事業が終了しました。実績報告はいつまでに提出したらよいですか？

A 1 8 要綱第9条のとおり、事業完了後2か月以内に必要書類を提出してください。ただし、年度終了近くに事業を開催した場合は、できる限りすみやかに提出いただくよう、ご協力お願いいたします。

Q 1 9 年間を通じて複数回事業を開催するため、まとめて1つの事業として申請し、認められました。1つ終了するごとに実績報告を提出しますか？

A 1 9 その都度提出の必要はなく、事業終了後にまとめて実績報告を提出してください。

Q 2 0 参加料を徴収している事業です。申請時の見込みよりも実際の参加者数が上回り、申請時の収入見込額より実収入が増えました。申請時の補助額から変更されますか？また、その時はどうしたらよいのでしょうか？

A 2 0 参加者数の増減による収入額の変更は、支出額の変更にも連動する場合がありますため、個別の事案によりますが、補助額から変更が生じる可能性があります。

取り下げ・変更について

Q 2 1 申請のタイミングでは、事業を開催できるかどうか不明です。開催する場合に備えて申請しておきたいのですが、申請内容はどこまで決めておく必要があるのでしょうか？

A 2 1 あくまでも事業開催を前提に、申請いただくものです。申請時は様式に記載の必要事項を決めたうえで、提出してください。
万が一、申請後に事業を取りやめる場合は、要綱第7条のとおり、直ちにその旨を書面にて届け出てください。

Q 2 2 事業にかかった経費が、交付決定時に認められた経費を超えてしまいました。補助対象として認められますか？

A 2 2 交付決定時に認められた補助対象経費を超える経費については、原則として補助対象となりません。ただし、物品の値上がり等事案によって認められる場合があります。

Q 2 3 開催日や会場の変更はできますか？

A 2 3 できます。要綱第7条のとおり、変更の理由を記載した書面をすみやかに提出してください。
ただし、変更によって新たに、予算書に記載していなかった経費が発生した場合、補助対象外となる場合もあります。

Q 2 4 事業実施日が雨天だった場合は、中止します。その場合は、どこまでの費用が対象になりますか？

A 2 4 事業実施までの準備に係る経費（チラシ印刷等）については、その事業実施のために必要な準備行為であり、補助対象になると考えています。
ただし、個別・具体的な内容は、事業終了後における実績報告時に判断することとなります。